

(仮称)青森市子ども総合プランの策定 について

令和5年11月24日 青森市福祉部子育て支援課

新プラン策定の経緯

次世代育成支援対策推進法(H17.4~H27.3)

10年間延長(~R7.3)

青森市総合計画
前期基本計画
(R元年度~R5年度)

青森市新総合計画
(R6年度~R10年度)

《現行計画》

《新計画》

青森市子ども総合計画
(後期計画)H23年度~H27年度

青森市子ども総合プラン
H28年度~R5年度

(仮称)青森市子ども総合プラン
R6年度~R10年度

①平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法(H17年度~H26年度の10年間の時限立法)」が制定され、市町村に次世代育成支援の取組みを促進するための「市町村行動計画」の策定が義務付けられたが、その後、令和7年3月まで10年間延長され、「市町村行動計画」の策定は義務ではなく任意となった。

②市として急速な少子化の進行及び家庭や地域を取り巻く環境の変化に対応した、次世代育成支援対策を総合的かつ継続的に推進することが必要であると考え、新たな子ども総合プランを策定することとした。なお新プランについては、「青森市新総合計画」と整合を図るため、青森市総合計画と同じく令和6年度から令和10年度までを計画期間として策定する。

新プラン策定の方向性

- 計画期間は青森市総合計画と合わせ、令和6年度から令和10年度までの5年間とする。
- 現行の子ども総合プランをベースとしながら、必要に応じて基本理念、目標、方向性、施策体系を含めて見直しを行う。
- 見直しに当たっては、国・県の動向を注視しながら、現計画のフォローアップ及びアンケート調査等を踏まえて行う。
- 年内に国から示される予定の「こども大綱」及び「こども未来戦略」並びに「こどもの居場所づくりに関する指針(仮称)」等を勘案し、計画内容を検討する。
- 青森市子ども総合プランのうち、子どもの権利の保障に関連する施策を具体的に推進していくためのアクションプランとして策定している「青森市子どもの権利の保障に関する行動計画」についても、本プランとの整合性を図りながら併せて策定する。

新プランの位置付け

青森市新総合計画(R6~R10)

推進

(仮称)青森市子ども総合プラン (R6~R10)

- ・次世代育成支援行動計画
- ・ひとり親家庭等自立促進計画
- ・子どもの貧困対策についての計画

(仮称)青森市子どもの権利の保障 に関する行動計画 (R6~R10)

【
教育・保育等の見込み量など
】

青森市子ども・子育て支援事業計画
【
R2~R6
】

連携

関連する計画

青森市地域福祉計画
【
R6~R10
】

青森市障がい者総合プラン
【
R6~R10
】

青森市教育振興基本計画
【
R6~R10
】

青森市男女共同参画プラン
【
R6~R10
】

青森市健康寿命延伸計画
【
R6~R10
】

(その他の関連する計画)